

「還付金詐欺」や「架空請求詐欺」などによる被害が、新聞やテレビで連日のように報道されている。家族や周りの人が被害に遭わないよう声掛けをしたい。私のような一般人に、何かできることはあるか。

(40歳代女性)

これまで、悪質商法などの消費者被害に遭うのは、ほとんどが高齢者でした。最近ではSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の普及で若者や子供の被害も増え、地域ぐるみで被害の未然防止に取り組むことが、より重要になっています。

県消費生活センターには、センターと地域のパイプ役となる「消費生活サポーター」というボランティアの制度があります。

センターが発信する様々な情報を地域や身近な人に伝えたり、一人暮らしの高齢者などへの声掛けや子供の見守りを行ったり、地域で見聞きしたトラブル情報などをセンターに報告してもらったりしています。

サポーターの皆さんには毎月、タイムリーな情報を載せている「センターニュース」や、号外の「注意喚起情報」が送付されます。

経験や知識がなくても活動できるよう、参考となる「ハンドブック」をお渡ししています。研修会も年2回行い、知識の習得やサポーター間で交流の輪を広げられるようにしています。

満18歳以上で県内にお住まいであれば、どなたも応募できます。現在、大学生を含めて約90人のサポーターがおり、知識や経験に合わせ、できる範囲での活動をお願いしています。

まずは消費生活に関する知識を身につけることから始めてみませんか。問合せや申し込みは、お気軽に県消費生活センター（023-630-3239）までどうぞ。